

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者の指定について、上越市財務規則（昭和 46 年規則上越市第 35 号）第 67 条の 3 第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、下記の者を指定納付受託者に指定したので、同規則第 67 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 9 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 指定納付受託者

名称	所在地
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
第四ジェーシービーカード株式会社	新潟県新潟市中央区東大通 2 丁目 1 番 18 号
第四ディーシーカード株式会社	新潟県新潟市中央区東大通 2 丁目 1 番 18 号 だいし海上ビル
株式会社 JR 東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11 アグリスクエア新宿 4 階
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
株式会社 SHIFT	東京都港区麻布台 1 丁目 3 番 1 号 麻布台ヒルズ森 JP タワー
株式会社 JALUX	東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 12 階
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒 1 丁目 8-1
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
株式会社オールアバウトライフマーケティング	東京都渋谷区恵比寿南一丁目 1 5 番 1 号

2 指定納付受託者の指定をした日

令和7年4月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

ふるさと上越応援寄附金（インターネットにより納付されたものに限る）

4 歳入を納付させる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで